

# 労働者派遣約款

本約款は、イビデン株式会社(以下、「甲」という。)と甲の取引相手方(以下、「乙」という。)との間で締結する個別契約のうち本約款を適用することに合意したもの(以下、「本契約」という。)に適用される。

## 第1条 (福祉の増進のための便宜の供与)

甲は、甲の従業員に対して利用の機会を与える食堂、休憩室、更衣室、及び診療所については、本契約に基づき乙が派遣する従業員(以下、「派遣労働者」という。)に対しても、利用の機会を与えなければならない。

## 第2条 (安全・衛生の事項)

甲及び乙は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣業務の遂行中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規定を適用する。

## 第3条 (派遣労働者からの苦情の処理)

甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申出があった場合、相互に連絡、協議し、誠実に対応しなければならない。

## 第4条 (知的財産権)

1. 派遣労働者が本契約に定める業務に従事する過程で創作した発明、考案、意匠、著作物、回路配置、ノウハウ等(以下、併せて「職務発明等」という。)に係る特許、実用新案登録及び意匠登録を受ける権利、著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、ノウハウその他の知的財産権及び外国における当該各権利に相当する権利は、甲に帰属する。
2. 甲は、甲の職務発明等に係る規定を、派遣労働者に対しても適用する。乙は、派遣労働者に対し、甲の職務発明等に係る規定を遵守するよう指示しなければならない。

## 第5条 (派遣労働者の変更等)

乙は、派遣労働者が甲の就業に関する諸規則又は指揮命令者の指揮命令に従わない場合、甲の職場規律又は秩序に反し改善を求めても是正しない場合、業務遂行の能力が著しく低い場合等派遣業務の遂行に著しい支障が生じる場合、甲の求めがあるときは、派遣労働者の変更又は本契約の解除に応じなければならない。

## 第6条 (中途解除の場合の措置)

1. 甲は、本契約の派遣期間(以下、「派遣期間」という。)が満了する前に専ら甲に起因する事由により本契約の解除を希望する場合は、乙に対し、あらかじめ相当の猶予期間をもって解除の申入れを行った上で、乙の同意を得なければならない。また、乙から請求があったときは、当該解除を行う理由を乙に対し説明しなければならない。
2. 甲及び乙は、派遣期間が満了する前に派遣労働者の責に帰さない事由により本契約の解除を行った場合は、本契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図らなければならない。
3. 甲は、派遣期間が満了する前に甲の責に帰すべき事由により本契約の解除を行った場合、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができなかつたときは、本契約の解除により乙が被った損害につき、乙に

賠償しなければならない。

#### **第7条（派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置）**

1. 甲は、派遣期間中は、派遣労働者を雇用してはならない。
2. 甲は、派遣期間終了後に派遣労働者を雇用する場合、乙が職業安定法その他の法律で規定する職業紹介業の許可を受け又は届出をしている事業者であるときは、乙に対しその雇用の意思を通知しなければならない。また、甲及び乙は、協議の上、職業紹介手数料の取扱いについて決定しなければならない。